

令和3年度上越市障害者差別解消支援地域協議会委員(R3.8.10～R5.3.31)

(委員区分・五十音順、敬称略)

	選出区分	氏名	所属等
1	学識	河合 康	国立大学法人 上越教育大学 臨床健康教育学系 教授
2	法曹等	朝日 啓	新潟県弁護士会
3		西山 工三	上越人権擁護委員協議会 会長
4	福祉	岩島 貴司	社会福祉法人上越あたご福祉会 相談支援センターWITH 管理者
5		遠藤 真由美	社会福祉法人上越福祉会 かなやの里ワークス 係長
6		大山 真鶴佳	社会福祉法人上越市社会福祉協議会 地域福祉課 参事
7		片桐 公彦	社会福祉法人みんなでいきる 障害福祉事業部 部長
8		西山 俊彦	特定非営利活動法人 大杉の里 相談支援事業所 サポートおおすぎ 管理者
9	医療・保健	池亀 智美	医療法人高田西城会 高田西城病院 地域医療福祉部 精神保健福祉士
10	障害者・ 障害者団体	宮下 敬一	上越市家族会 副会長
11		森本 紀之	上越地区手をつなぐ育成会 理事
12	国・県	阿部 清治	上越警察署 警務課長
13		田中 勝	上越公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官
14		山田 洋子	上越地域振興局健康福祉環境部 地域保健課長
15	その他	塩崎 千恵子	上越市民生委員児童委員協議会連合会 障害者部会 部長

上越市障害者差別解消支援地域協議会の概要

1 設置目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 17 条の規定に基づき「障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、地域における障害者差別に関する相談事例等に係る情報の共有・協議を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、障害者差別解消に向けた取組を推進する。

2 主な協議事項

- ・ 関係機関等が対応した相談事例の共有に関する事
- ・ 障害者差別に関する相談体制の整備に関する事
- ・ 障害者差別の解消に資する取組に関する事
- ・ 障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図る事案の共有に関する事
- ・ 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発に関する事

3 委員構成

弁護士、学識経験者、障害者団体、福祉関係団体、人権関係団体、行政機関の代表など市長が委嘱し、又は任命する 20 人以内の委員をもって構成する。

4 委員任期

委員任期 2 年（令和 3 年 8 月 10 日～令和 5 年 3 月 31 日）＊再任可

5 協議会開催計画

年 2 回程度

<参考資料>

- 参考 1 上越市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱
- 参考 2 障害者差別解消法
- 参考 3 障害者差別解消法改正法概要
- 参考 4 上越市「障害を理由とする差別に関する相談フローチャート」

上越市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、上越市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 構成機関等（法第18条第2項に規定する構成機関等をいう。）が対応した相談事例の共有に関する事。
- (2) 障害を理由とする差別に関する相談体制の整備に関する事。
- (3) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の共有及び分析に関する事。
- (4) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図る事案の共有に関する事。
- (5) 障害を理由とする差別の解消に資する取組の周知及び発信並びに障害特性の理解のための研修及び啓発に関する事。
- (6) その他市長が必要と認める事。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 障害者又は障害者団体に加入している人
- (2) 福祉関係者
- (3) 医療・保健関係者
- (4) 法曹関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 国又は県の職員
- (7) その他市長が必要と認める人

2 委員の任期は、委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の

障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を

解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日

において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

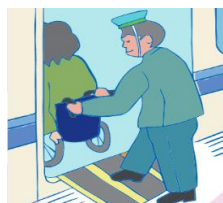
※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

上越市「障害を理由とする差別に関する相談フローチャート」

相談者(当事者・家族・保護者・支援者等)

① 不当な差別的取り扱いを受けた

障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したりすること。

例) 車椅子を利用していることを理由に、レストランへの入店を断られた。

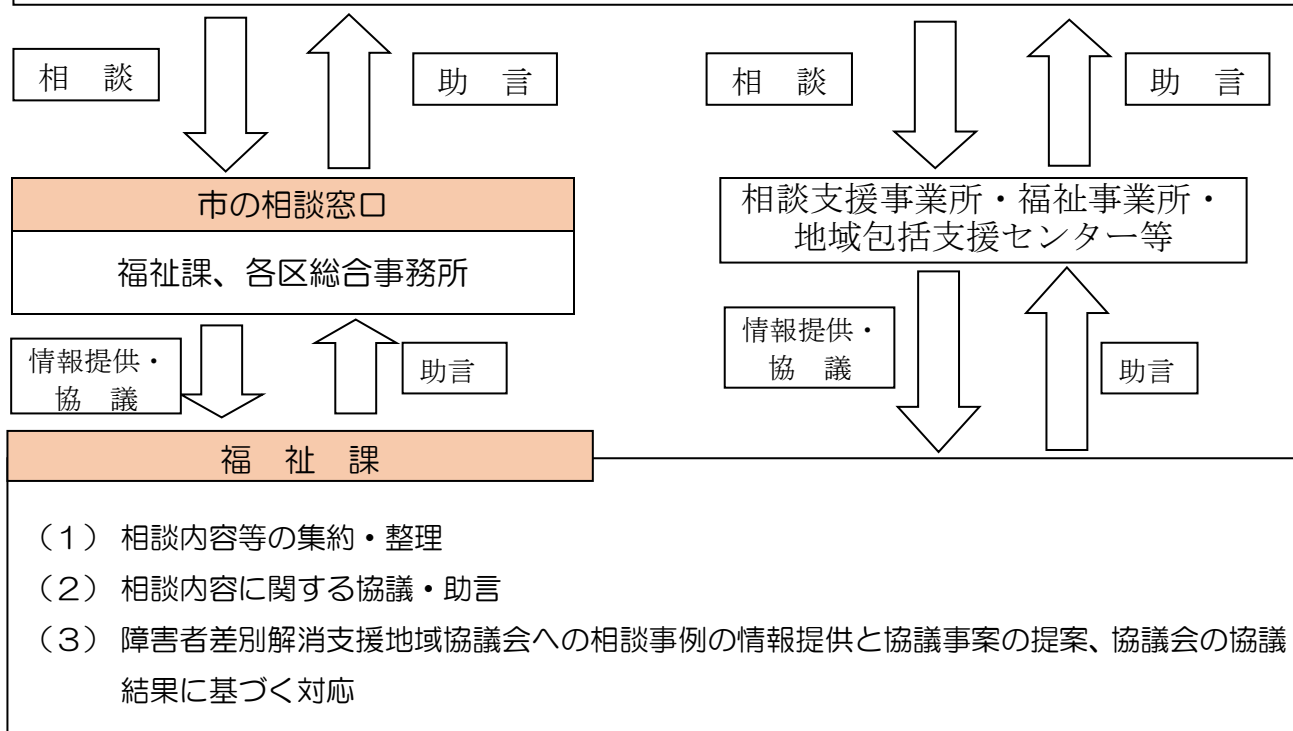
例) 障害があることを伝えると、それを理由にアパートなどの部屋を貸さなかった。

② 合理的配慮が提供されなかった

障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取除くために合理的な配慮を行わないこと。

例) 駅の構内で視覚障害のある人から質問されたが、駅員はわかるように説明をしなかった。

例) 会議に招いた障害者に配慮を求められたが、何も対応しなかった。



障害者差別解消支援地域協議会(事務局：福祉課)

- (1) 関係機関等が対応した相談事例の共有に関する事
年2回程度開催
- (2) 障害者差別に関する相談体制の整備に関する事
- (3) 障害者差別の解消に資する取組に関する事
- (4) 障害を理由とする差別に関する紛争の防止や解決を図る事案の共有に関する事
- (5) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発に関する事

令和 2 年度の取組について

(1) 障害福祉事業所等への情報提供の依頼

- ・市への情報提供の依頼、情報提供後の対応について、障害福祉事業所、相談支援事業所及び地域包括支援センターに依頼
 ※令和 2 年 8 月、令和 3 年 2 月の 2 回、依頼文書を発出
- ・障害福祉計画ニーズ調査の結果を送付し、実態の共有を図った。

(2) 市民への啓発

① 市民啓発イベント

下記イベントに企画段階から参画し、市共催事業として「障害者とのコミュニケーション講座」開催や障害者の芸術作品展示により、障害特性等について市民への周知啓発を図った。

イベント名：知る・学ぶ「福祉・介護・健康フェア」in 上越

日 時：令和 2 年 11 月 14 日（土）

会 場：高田城址公園オーレンプラザ

テーマ「安心できる暮らしを提案

～明日のためにできること、地域共生社会の実現に向けて～

内 容：

○市共催事業：トークショー

横山 だいすけ氏（歌手・俳優）

○市共催事業：講演「障害者とのコミュニケーション講座」

笠原 芳隆氏（上越教育大学大学院教授）

○市共催事業：認知症サポーター養成講座

県立看護大学認知症オレンジサークル

○市共催事業：障害者の芸術作品展示

協力：障害者の文化芸術フェスティバル東海北陸地区実行委員会

障害を持つ 2 人のアーティストの作品展示



写真：講演「障害者とのコミュニケーション講座」の様子

② 障害者週間における啓発

障害者週間（12月3日～9日）にあわせ、広報上越や市ホームページなど各種媒体を活用して、障害者差別解消法の概要や障害のある人が差別と感じる具体的事例を示すなど、市民等に対して障害者差別解消に向けた啓発を行った。

(3) 学校や職場を対象とした啓発

障害福祉計画ニーズ調査の結果や障害者差別解消法の概要について、小中学校、ハローワークに障害者差別解消啓発用資料を配布し、職場等における啓発を依頼した。

(4) 市職員向け研修会の開催

① 新採用職員研修会：令和2年4月3日（水）

内容：障害者差別解消法について

講師：福祉課職員

② 係長級職員研修会：令和3年2月18日（木）

内容：障害者差別解消法（概要と合理的配慮の提供）

講師：弁護士 原野 聖子氏



写真：係長級職員研修会の様子

令和 3 年度の取組状況

1 現 状

- 「不当な差別的扱い」や「合理的な配慮を行わない」などの事案について、令和 2 年度は市への情報提供は 0 件であった。
- 昨年度、障害のある人を対象に実施した障害福祉計画ニーズ調査の結果(追加資料参照)や昨年度の協議会委員からの「相談はあったが、会社(施設)には言わないでほしいと言われた」などの発言から、情報提供されない事例も多いと推測される。

2 課 題

- ① 当事者が声をあげることに抵抗が大きい現状もあることから、「不当な差別的扱い」や「合理的な配慮」について、当事者が相談しやすい環境を整備するほか、事業所職員や相談員等が差別事案に気づける知識を身につける必要がある。
- ② これまでの相談・情報シートによる情報提供では、本人の同意を得た上で提供いただく必要があったため、同意が得られず、報告に至らないケースもある。
- ③ 市民に向けては、引き続き、障害者差別解消の推進に向け、障害特性や合理的配慮の効果的な伝え方を検討していく必要がある。

3 令和 3 年度の取組

(1) 障害福祉事業所及び地域包括支援センターへの啓発…課題①

事業所の連絡会等の機会を捉えて、「不当な差別的扱い」や「合理的な配慮」について、具体的な事例等の共有を図り、気づける知識を身につける。

(2) 学校や企業を対象とした啓発…課題①

障害者差別解消法に関する啓発用資料を、小中学校、ハローワークに配布し、職場における啓発を依頼する。

(3) 市職員向け研修会の開催…課題①

- ・新採用職員研修会：4 月 5 日（月）

内容：上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例及び障害者差別解消法について

講師：福祉課職員

- ・係長級職員研修会：令和 3 年 12 月頃

内容：障害者差別解消法の概要と合理的配慮の提供について

講師：未定

(4) 関係機関への研修…課題①

- ・ 民生委員・児童委員ブロック研修会（7月 全6回）
内容：「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」及び障害者差別解消法について
講師：福祉課職員
- ・ 相談支援専門員を対象とした障害者差別に関する研修（1回）
内容：障害者差別解消法の概要と合理的配慮の提供について
講師：未定

(5) 障害者差別事案の報告方式の変更…課題②

県の報告方式を参考に、これまでの相談・情報シートによる情報提供方式から発生件数や簡易な内容を報告する方式に変更する。

(6) 市民への啓発…課題①③

- ・ 市民啓発イベントの実施
「上越市手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の制定を契機に、11月3日（水）に開催予定の「知る・学ぶ『福祉・介護・健康』in 上越」※で、障害者本人が体験談を語る場や手話や点字の体験ができる場などを設けることで、市民がより身近な問題として理解できるよう取り組む。
※主催：新潟日報社、新潟県社会福祉協議会、上越市社会福祉協議会
共催：上越市
- ・ 市広報やホームページを活用した啓発
広報じょうえつや市ホームページにより、障害者差別解消法の趣旨や「不当な差別的扱い」「合理的な配慮」について、周知・啓発を行う。あわせて、相談窓口の紹介を行うことで、事案が発生した際に当事者が相談しやすい環境を整備する。
※広報じょうえつ 11月号にて掲載予定

4 協議会の今後の予定

第2回協議会（令和4年2月）

- ・ 事例等について意見交換
- ・ 令和3年度の取組について
- ・ 令和4年度に向けた取組の方向性について

障害福祉計画ニーズ調査の概要について

1 調査の目的

障害福祉計画の作成に当たり、障害者の生活実態や福祉サービスに対するニーズを把握し、障害のある人が生涯を通じて安心して生活が送れるようにするために、必要な支援策の検討に活用する。

2 調査対象者

平成31年4月1日現在の障害者手帳所持者（身体、療育、精神）10,643人の約9.4%に当たる1,000人を抽出

【抽出方法】

(1) 障害福祉サービス利用者

① 在宅利用者…540人（54.0%）

障害福祉サービス（通所型サービス）利用者に対して、サービス事業所を通じ調査を実施

② 障害児通所サービス（児童発達支援、児童・生徒）…260人（26.0%）

障害児通所サービス利用者（障害者手帳未所持者を含む）に対して、サービス事業所を通じて調査を実施

(2) 障害福祉サービス未利用者 …200人（20.0%）

サービスを利用していない人を抽出し、郵送により調査を実施

対象者：18歳以上～65歳未満の手帳所持者（身体1～3級、療育、精神1・2級）

3 調査方法

・調査期間 令和2年4月1日～4月24日（調査基準日：令和2年4月1日）

・調査方法

(1) 障害福祉サービス利用者

サービス事業所に聞き取り調査を依頼（障害児通所サービスは配布・回収を依頼）

(2) 障害福祉サービス未利用者

無作為により抽出し調査票を郵送、障害者本人または同居家族が回答

・記名の有無：無記名

4 調査内容

・調査票は、サービスの利用形態により、一部をその特性に応じた調査項目とした。

5 回答数及び回答率

全体…699人（69.9%）

(1) 障害福祉サービス利用者

① 在宅利用者…450人（83.3%）

② 障害児通所サービス（児童発達支援、児童・生徒）…130人（50.0%）

障害福祉計画ニーズ調査結果(抜粋)

問 あなたは障害があることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

	回答数	%(回答数/699)
1 ある	265	37.9%
2 ない	394	56.4%
3 無回答	40	5.7%
合計	699	

上記で「ある」と答えた方

問 どこで、どのようなことでしたか。(複数回答)

(どこで)

	回答数	%(回答数/265)
1 学校・職場	132	49.8%
2 障害者施設	33	12.5%
3 病院	50	18.9%
4 店舗・飲食店	60	22.6%
5 公共施設	55	20.8%
6 宿泊施設	15	5.7%
7 交通機関 (バス・鉄道・タクシー等)	42	15.8%
8 その他	42	15.8%
9 無回答	5	1.9%
合計	434	

(どのようなこと)

	回答数	%(回答数/265)
1 店や施設への入店・入場を断られた	16	6.0%
2 交通機関の利用を拒否された	5	1.9%
3 必要なサービスや医療が受けられなかった	23	8.7%
4 学校や職場での待遇 (教育内容、仕事内容) が異なる	80	30.2%
5 その他	135	50.9%
6 無回答	33	12.5%
合計	292	

その他の主な回答

- ・ じろじろ見られた (見る目が違う)
- ・ からかわれた
- ・ 笑われた
- ・ 悪口・陰口
- ・ 無視された
- ・ 嫌がらせ、いじめ
- ・ 見下した態度